

## 第8章 推進体制

健康くまもと21基本計画に掲げる健康づくりのための取組や活動等を推進するために、以下の体制等を構築します。

### 1 計画の推進

#### (1) 市民、関係機関・団体、行政の協働による取組

市民一人ひとりの健康づくりを支えるためには、市民や関係機関・団体、行政の協働による地域社会全体の取組が必要です。

##### ○区役所を中心とした取組

- 区役所においては、校区自治協議会、校区社会福祉協議会等の地域団体や、管内の医療機関、保健福祉関係団体、教育機関及び事業所等との連携を図り、校区単位の健康まちづくりの取組を推進します。

##### ○全市的な取組

- 各区の取組状況等の共有化や、健康に関するイベント、講演会等様々な機会を捉え、健康情報の発信等を行うとともに、健康づくりを支援するボランティア団体や企業等との連携強化、さらには職域保健や学校保健等の分野間の連携を図り、計画に掲げる市民の健康づくりを支援する取組を全市的に推進します。

#### (2) 推進組織による進行管理

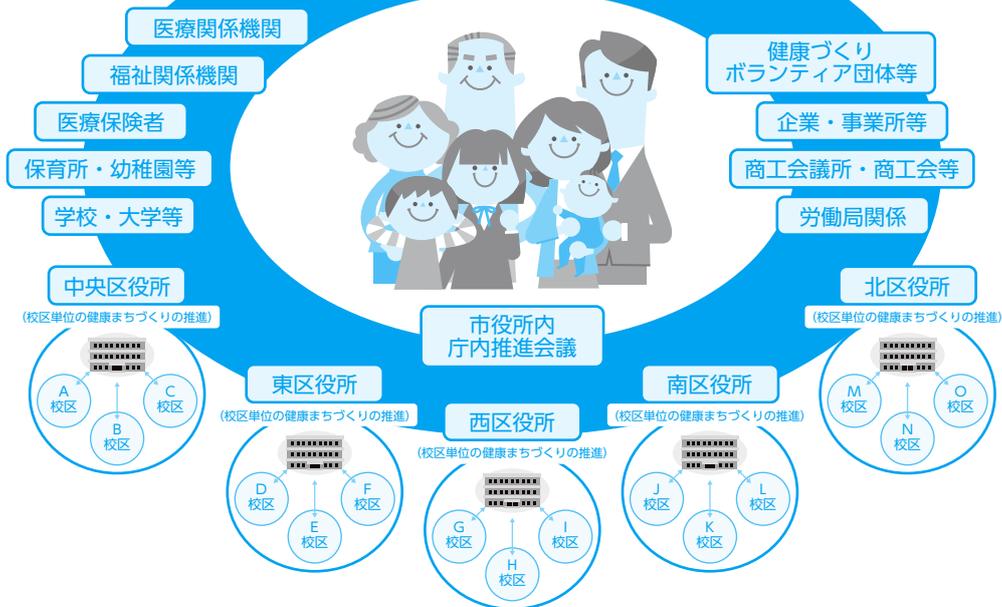
##### ○健康くまもと21推進会議の開催

- 市民、関係機関・団体等との協働による全市的な健康づくりを推進するために、市民、関係機関・団体等で構成する「健康くまもと21推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置します。また、専門分野を深めるために設置される食の安全安心・食育部会、歯科保健部会、がん部会と推進会議とを連動させ、3計画の進捗状況を管理・報告するとともに、情報提供や各機関等との連携により、計画の推進を図ります。
- また、地域保健と職域保健を担う関係機関・団体等との連携強化を図るために、推進会議に地域保健法等に基づく地域・職域連携推進協議会としての機能を位置づけます。

全ての市民が生涯を通して住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせる持続可能なまちの実現

健康寿命の延伸

健康くまもと21推進会議



## 2 進行管理

本計画に基づいて施策を推進していくにあたっては、健康日本21(第3次)の中間評価にあわせて見直しを行うとともに、4年毎に見直す本市総合計画と政策の整合を図ります。また、社会経済状況の変化、関係法令等の改正、社会保障制度改革等の動向にも対応し、必要に応じて見直しを行います。

## 参考資料

- 1 第3次健康くまもと21基本計画策定の経過
- 2 健康くまもと21推進会議運営要綱
- 3 健康くまもと21推進会議部会運営要領
- 4 健康くまもと21推進会議委員一覧
- 5 健康くまもと21庁内推進会議設置要綱
- 6 第2次健康くまもと21基本計画最終評価一覧
- 7 熊本市健康づくりに関する市民アンケート概要
- 8 健康増進計画、食の安全安心・食育推進計画、歯科保健基本計画のあゆみ
- 9 熊本市健康まちづくり活動方針(第2期)評価項目一覧

## 1 第3次健康くまもと21基本計画策定の経過

令和5年(2023年)

- 1月6日 令和4年度(2022年度)健康くまもと21推進会議
  - ・第2次計画の進捗管理
  - ・策定スケジュール等説明
- 2月3日 令和4年度(2022年度)第3回健康くまもと21推進会議歯科保健部会
  - ・計画の策定スケジュール等説明
- 2月10日 令和4年度(2022年度)第2回健康くまもと21推進会議食の安全安心・食育部会
  - ・次期計画の策定スケジュール、3次計画の評価、検証及び次期計画策定のための市民アンケート調査について説明
- 4月1日 令和5年度(2023年度)熊本市成人歯科実態調査開始
  - ・実施期間は同年6月30日まで
  - ・対象者は、20歳～69歳の熊本市民500人
- 5月1日 熊本市健康づくりに関する市民アンケート調査開始
  - ・実施期間は同年5月26日まで
  - ・対象者は、熊本市在住の男女4,200人(無作為抽出)
  - ・実施方法は、郵送で配布、郵送またはWebにより回答
- 5月10日 第4次食の安全安心・食育推進計画に関する庁内ワーキンググループ会議
  - ・策定方針の協議
- 5月30日 令和5年度(2023年度)第1回健康くまもと21庁内推進会議
  - ・第2次計画の最終評価報告
  - ・骨子案の検討
- 6月1日 第4次歯科保健基本計画に関する庁内ワーキンググループ会議
  - ・策定方針の協議
- 7月14日 令和5年度(2023年度)第1回第4次熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する策定委員会
  - ・策定方針の協議
- 7月21日 令和5年度(2023年度)第1回第4次熊本市歯科保健基本計画に関する策定委員会
  - ・策定方針の協議
- 8月1日 令和5年度(2023年度)熊本市障がい児者施設(入所・通所)への歯科口腔保健状況に関するアンケート及び令和5年度(2023年度)熊本市要介護高齢者施設(入所・通所)への歯科口腔保健状況に関するアンケート開始
  - ・実施期間は同年8月13日まで
  - ・Webによる回答

- 8月25日 令和5年度(2023年度) 健康くまもと21推進会議食の安全安心・食育部会  
・第3次計画の進捗状況及び評価  
・第4次計画の策定経過報告
- 8月25日 令和5年度(2023年度) 健康くまもと21推進会議歯科保健部会  
・第3次計画の進捗状況及び評価  
・第4次計画の策定経過報告
- 8月29日 令和5年度(2023年度) 第1回第3次健康くまもと21基本計画策定委員会  
・第2次計画の最終評価報告  
・骨子案の検討
- 9月7日 令和5年度(2023年度) 第2回第4次熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する策定委員会  
・骨子案の検討
- 9月7日 令和5年度(2023年度) 第2回第4次熊本市歯科保健基本計画に関する策定委員会  
・骨子案の検討
- 11月16日 令和5年度(2023年度) 第2回第3次健康くまもと21基本計画策定委員会  
・素案の検討
- 11月22日 令和5年度(2023年度) 第3回第4次熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する策定委員会  
・素案の検討
- 11月24日 令和5年度(2023年度) 第3回第4次熊本市歯科保健基本計画に関する策定委員会  
・素案の検討
- 12月25日 第3次健康くまもと21基本計画パブリックコメントの実施  
・実施期間は令和6年(2024年)1月24日まで。

#### 令和6年(2024年)

- 2月7日 令和5年度(2023年度) 健康くまもと21推進会議  
・パブリックコメント結果報告  
・計画案の検討
- 2月 第3次健康くまもと21基本計画パブリックコメントの結果公表  
議会への報告
- 3月 第3次健康くまもと21基本計画策定  
計画の公表

## 2 健康くまもと21推進会議運営要綱

制定	平成25年	6月24日	市長決裁
改正	平成28年	3月31日	健康づくり推進課長決裁
	平成29年	4月30日	健康福祉局長決裁
	平成30年	3月28日	市長決裁
	令和 2年	4月22日	健康福祉局長決裁
	令和 2年	10月30日	健康福祉局長決裁
	令和 5年	3月17日	健康づくり推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例第3条の規定に基づき、健康くまもと21推進会議(以下「推進会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 健康くまもと21基本計画、食の安全安心・食育推進計画及び歯科保健基本計画に関すること。
- (2) 健康づくりのための事業に関すること。
- (3) 健康づくりのための環境整備に関すること。
- (4) 地域保健、職域保健の連携推進に関すること。
- (5) 食の安全安心に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民の健康づくりに必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員34人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉関係者
- (3) 食の安全安心関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 推進会議は、地域保健法(昭和22年法律第101号)第4条に規定する基本指針等による地域職域連携推進協議会を兼ねる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理するものとする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

(1) 熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)第7条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行うとき。

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(書面会議)

第7条 会長は、緊急の必要性があり審議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 前項に規定する書面による審議を行ったときは、会長はその後に招集される会議の前までに、速やかに審議の結果を報告しなければならない。

(部会)

第8条 推進会議会長は、会長が必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事項に係る特定の事項、専門的な事項等について調査審議するための部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会には部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、当該部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第9条 推進会議の事務局は、健康福祉局健康福祉部健康づくり推進課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

### 3 健康くまもと21推進会議部会運営要領

制定 平成30年 3月28日 市長決裁

改正 令和 2年10月30日 健康福祉局長決裁

令和 5年 3月24日 健康福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、健康くまもと21推進会議運営要綱(以下「要綱」という。)第8条の規定に基づき設置する健康くまもと21推進会議部会(以下「部会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、健康くまもと21推進会議会長(以下「会長」という。)が必要と認める、特定の事項、専門的な事項について調査審議を行う。

(会議)

第3条 部会は、必要に応じ部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 要綱第8条第1項の規定により健康くまもと21推進会議に置く部会は、次に掲げる部会とする。

(1) 食の安全安心・食育部会

(2) 歯科保健部会

(3) がん部会

4 会長及び部会長は、必要と認めるときは特定の事項等を審議する策定委員会を設置することができる。

(書面会議)

第4条 部会長は、緊急の必要性があり審議会の会議を招集する時間がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

2 前項に規定する書面による審議を行ったときは、部会長はその後に招集される会議の前までに、速やかに審議の結果を報告しなければならない。

(検討結果)

第5条 部会長は、健康くまもと21推進会議に部会における検討結果を報告するものとする。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、健康福祉局健康福祉部健康づくり推進課に置く。ただし、要綱第2条第1項第5号に掲げる事項の事務局は、健康福祉局保健衛生部食品保健課に置く。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 4 健康くまもと21推進会議委員一覧

	分野	所属・団体名	役職	委員氏名	備考
1	学識経験者	熊本大学大学院生命科学研究部 生体情報解析学講座	教授	大森 久光	会長
2		熊本大学大学院生命科学研究部 歯科口腔外科学講座	教授	中山 秀樹	
3		崇城大学生物生命学部応用微生物工学科	教授	長濱 一弘	
4		尚綱大学 生活科学部 栄養科学科	教授	守田 真里子	
5	保健・医療・福祉関係者	熊本市医師会	副会長	濱田 泰之	副会長
6		熊本県精神科協会	理事	寺岡 和廣	
7		熊本市歯科医師会	会長	宮本 格尚	令和5年7月20日まで
			会長	渡辺 猛士	令和5年7月21日から
8		熊本市薬剤師会	理事	工藤 壽子	
9		熊本県看護協会	副会長	永野 智子	
10		熊本県栄養士会	副会長	岸 知子	
11		熊本県歯科衛生士会	熊本市支部 監事	佐藤 成美	
12		熊本市歯科技工士会	専務	田上 敬祐	
13		熊本市地域包括支援センター連絡協議会	監事	永田 智恵子	
14		全国健康保険協会熊本支部	企画総務部長	山田 浩一	
15		熊本産業保健総合支援センター	副所長	澤井 泰宏	
16	熊本市保育園連盟	理事	三浦 弘文		
17	(その他 教育関係者)	熊本市私立幼稚園・認定こども園協会	第2さくら体育幼稚園 園長	中村 好郎	
18		熊本市小学校校長会	熊本市立 砂取小学校 校長	竹原 欣哉	
19		熊本市PTA協議会	常任理事	北里 隆明	
20	健康くまもと21を推進する団体	熊本商工会議所	総務部 部長	原田 直	
21		熊本労働基準監督署	署長	宮本 浩	
22		熊本市民生委員児童委員協議会	会長	小山 登代子	
23		熊本市スポーツ推進委員協議会	副会長	林田 久美子	
24		熊本市食生活改善推進員協議会	会長	平川 恵子	
25		熊本市8020健康づくりの会	会長	松本 健次	
26	食の安全安心関係者	熊本市食品衛生協会	専務理事	高岡 辰生	令和5年11月29日まで
			常務理事	榮田 修治	令和5年11月30日から
27	(株)熊本地方卸売市場	総務部長	國徳 健二		
28	熊本市農業協同組合	生活係長	東野 裕子		
29	熊本県漁業協同組合連合会	総務課長	平山 明香		
30	市民代表者	健康まちづくりを推進する中央区の代表	託麻原校区青少年健全育成協議会 会長	三浦 勲	
31		健康まちづくりを推進する東区の代表	桜木東校区民生児童委員協議会 会長	下雅意 清	
32		健康まちづくりを推進する西区の代表	松尾西北地区社会福祉協議会 会長	片山 美智子	
33		健康まちづくりを推進する南区の代表	健康くまもと市民応援団 事務局長	牧尾 幸美	
34		健康まちづくりを推進する北区の代表	西里校区自治会連合会 相談役	内田 昭治	

## 5 健康くまもと21庁内推進会議設置要綱

制定 平成14年 9月27日健康福祉局長決裁

改正 平成16年 7月 7日健康福祉局長決裁  
(略)

平成28年 3月31日健康づくり推進課長決裁

平成30年 3月28日市長決裁

平成30年 4月 1日健康づくり推進課長決裁

平成30年 7月20日健康づくり推進課長決裁

令和 2年 4月22日健康福祉局長決裁

令和 4年 3月25日健康づくり推進課長決裁

令和 5年 3月17日健康づくり推進課長決裁

令和 5年 4月 1日健康づくり推進課長決裁

(設置)

第1条 健康づくりに関する施策を市民との協働により推進するため、健康くまもと21庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 健康くまもと21基本計画、食の安全安心・食育推進計画及び歯科保健基本計画に関すること。
- (2) 健康づくりのための事業に関すること。
- (3) 健康づくりのための環境整備に関すること。
- (4) 食の安全安心に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民の健康づくりに必要な事項。

(組織)

第3条 推進会議は、推進委員をもって組織する。

- 2 推進委員となるべき者は、別表に定めるとおりとする。
- 3 推進会議に座長を置き、座長は健康福祉局健康福祉部長の職にある者をもってこれに充てる。
- 4 座長は、推進会議を代表し、会務を総理するものとする。

(会議)

第4条 推進会議は、座長が招集し、これを主宰する。

- 2 前項の場合において、座長は、別表に定める推進委員のうちから、推進会議の会議において協議する事項に必要と認めるもののみを招集することができる。

(ワーキンググループ)

第5条 座長は、特定の事項、専門的な事項等について調査審議するため必要があると認めるときは、推進会議にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、次の各号に掲げる作業を行う。
  - (1) 資料の収集及び分析
  - (2) 関係各課の所管する事業等に係る現状の把握及び課題の抽出
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、座長の指示により行う作業
- 3 ワーキンググループは、前項各号に掲げる作業による成果を、座長に対し報告するものとする。
- 4 ワーキンググループは、別表に定める部署に属する職員のうちから座長が指名するものをもつ

て組織する。ただし、座長は、必要があると認めるときは、別表に定める部署に属する職員以外の職員をワーキンググループの会議に加えることができる。

5 ワーキンググループを代表する者は、健康福祉局健康福祉部健康づくり推進課長とする。ただし、食の安全安心・食育推進に関しては、健康福祉局保健衛生部食品保健課長とする。

6 ワーキンググループは、必要に応じて座長が招集する。

7 ワーキンググループの庶務は、健康福祉局健康福祉部健康づくり推進課において行う。ただし、食の安全安心・食育推進に関しては、健康福祉局保健衛生部食品保健課において行う。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、健康福祉局健康福祉部健康づくり推進課に置く。ただし、食の安全安心・食育推進に関しては、健康福祉局保健衛生部食品保健課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成14年9月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年7月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年8月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年8月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2年4月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表(第3条関係) 健康くまもと21庁内推進委員

	部署名	職名
1	健康福祉部	部長
2	保健所	所長
3	健康福祉政策課	課長
4	健康づくり推進課	課長
5	国保年金課	課長
6	高齢福祉課	課長
7	障がい福祉課	課長
8	こころの健康センター	所長
9	医療政策課	課長
10	生活衛生課	課長
11	食品保健課	課長
12	感染症対策課	課長
13	こども政策課	課長
14	こども支援課	課長
15	保育幼稚園課	課長
16	生涯学習課	課長
17	スポーツ振興課	課長
18	中央区保健こども課	課長
19	東区保健こども課	課長
20	西区保健こども課	課長
21	南区保健こども課	課長
22	北区保健こども課	課長
23	教育政策課	課長
24	健康教育課	課長
25	消費者センター	所長
26	環境政策課	課長
27	水保全課	課長
28	環境総合センター	所長
29	廃棄物計画課	課長
30	農水ブランド戦略室	室長
31	農業支援課	課長
32	水産振興センター	所長
33	こども発達支援センター	所長
34	指導課	課長
35	事業ごみ対策課	課長

## 6 第2次健康くまもと21基本計画最終評価一覧

達成率 = (最終評価 - 基準値) / (目標値 - 基準値)

A: 10%以上の改善又は目標達成    B: 変わらない    C: 10%以上の悪化

全ての市民が生涯を通して、住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちを市民と協働でつくる

項目		基準値	中間評価	最終評価	目標値	中間評価時	最終評価区分
1	健やかにいきいきと暮らしていると感じる市民の割合	58.9%	47.8%	48.4%	65.0%	C	C
		2012年度 (平成24年度)	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		
2	自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合	68.9%	62.3%	66.4%	82.0%	C	C
		2012年度 (平成24年度)	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		

### 1 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

#### (1) がん

項目		基準値	中間評価	最終評価	目標値	中間評価時	最終評価区分	
1	75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少 (10万人当たり)	80.0	70.3	68.3	70.0	A	A	
		2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2023年 (令和5年)			
2	がん検診の受診率の向上 (市が実施するがん検診のほか、職場検診、人間ドック等を含む)	肺	19.9%	31.0%	24.9%	40.0%	A	A
		胃	28.7%	38.9%	35.3%	40.0%	A	A
		大腸	27.9%	37.4%	30.1%	40.0%	A	A
		乳	46.3%	48.9%	55.7%	50.0%	A	A
		子宮頸	37.3%	42.6%	58.8%	50.0%	A	A
			2011年度 (平成23年度)	2018年度 (平成30年度)	2023年度 (令和5年度)	2023年度 (令和5年度)		

#### (2) 循環器疾患

項目		基準値	中間評価	最終評価	目標値	中間評価時	最終評価区分	
3	脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少 (10万人当たり)	脳血管疾患	男性 36.3	32.5	24.7	28.4	A	A
			女性 22.9	18.1	12.6	20.7	A	A
		虚血性心疾患	男性 22.1	17.9	13.9	17.0	A	A
			女性 7.6	7.3	5.2	4.3	B	A
			2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2023年 (令和5年)		
4	血圧が正常域の者の増加	51.4%	54.7%	52.3%	増加傾向へ	B	B	
		2011年度 (平成23年度)	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)			
5	脂質異常症 (高コレステロール血症)患者の減少 ※LDLコレステロール 160mg/dl以上	男性	10.3%	9.1%	8.7%	6.2%	A	A
		女性	15.2%	13.5%	13.5%	8.8%	A	A
		2011年度 (平成23年度)	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)			
6	メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少	該当者	14.9%	16.6%	19.6%	平成20年度と比べて25.0%減少	C	C
		予備軍	13.0%	12.0%	12.5%		A	A
			2008年度 (平成20年度)	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		

項目		基準値	中間評価	最終評価	目標値	中間評価時	最終評価区分	
7	特定健康診査の受診率・特定保健指導実施率の向上	診査受診率	25.8%	27.6%	28.8%	60.0%	B	B
		指導実施率	16.8%	16.4%	12.6%	60.0%	B	B
			2011年度 (平成23年度)	2017年度 (平成29年度)	2021年度 (令和3年度)	2023年度 (令和5年度)		

### (3) 糖尿病

項目		基準値	中間評価	最終評価	目標値	中間評価時	最終評価区分
8	治療継続者の割合の増加 ※特定健康診査でHbA1cJDS値6.1%(NGSP値6.5%)以上の者のうち治療中と回答した者の割合	41.3%	45.7%	45.7%	増加傾向へ	A	A
		2011年度 (平成23年度)	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		
9	血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少 ※特定健康診査でHbA1cがJDS値8.0%(NGSP値8.4%)以上の者の割合	1.3%	1.1%	1.0%	基準値より0.2%減少	A	A
		2011年度 (平成23年度)	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		
10	糖尿病有病者の増加の抑制 ※特定健康診査で糖尿病治療薬内服中またはHbA1cがJDS値6.1%(NGSP値6.5%)以上の者の割合	10.2%	11.4%	13.4%	減少傾向へ	C	C
		2011年度 (平成23年度)	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		

### (4) CKD(慢性腎臓病)

項目		基準値	中間評価	最終評価	目標値	中間評価時	最終評価区分
11	新規人工透析者数の減少	273人	234人	260人	200人	A	A
		2011年度 (平成23年度)	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		

## 2 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

### (1) こころの健康

項目		基準値	中間評価	最終評価	目標値	中間評価時	最終評価区分
12	自殺者の減少 (人口10万人当たり)	19.3	16.1	16.5	12	A	A
		2005年 (平成17年度)	2016年度 (平成28年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		
13	睡眠を十分にとっている市民の割合	53.6%	50.3%	51.5%	68.7%	C	C
		2012年度 (平成24年度)	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		
14	ストレスをためないよう気分転換を図っている市民の割合	51.2%	43.1%	44.0%	65.7%	C	C
		2012年度 (平成24年度)	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		

## (2) 次世代の健康

項目		基準値		中間評価	最終評価	目標値	中間評価時	最終評価区分
15	全出生数中の低出生体重児の割合の減少	9.2%		9.4%	8.8%	減少傾向へ	B	B
		2010年 (平成22年度)		2017年度 (平成29年度)	2020年度 (令和2年度)	2023年度 (令和5年度)		
16	肥満傾向にある子どもの割合の減少 (小学校5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合)	男子	3.98%	4.50%	7.50%	減少傾向へ	C	C
		女子	2.92%	3.20%	3.80%	減少傾向へ	B	C
		2011年度 (平成23年度)		2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		
17	運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合の増加 (週に3日以上運動習慣のある小学5年生)	男子	66.3%	63.0%	54.0%	増加傾向へ	B	C
		女子	41.4%	43.0%	37.0%	増加傾向へ	B	C
		2011年度 (平成23年度)		2017年度 (平成29年度)	2021年度 (令和3年度)	2023年度 (令和5年度)		
18	子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合	56.4%		58.4%	55.6%	66.0%	A	B
		2012年度 (平成24年度)		2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		
19	子育てが楽しいと感じる市民の割合	83.8%		85.3%	85.2%	91.0%	A	A
		2012年度 (平成24年度)		2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		

## (3) 働き盛り世代の健康

項目		基準値		中間評価	最終評価	目標値	中間評価時	最終評価区分
7	特定健康診査の受診率・特定保健指導実施率の向上 (再掲)	診査受診率	25.8%	27.6%	28.8%	60.0%	B	B
		指導実施率	16.8%	16.4%	12.6%	60.0%	B	B
		2011年度 (平成23年度)		2017年度 (平成29年度)	2021年度 (令和3年度)	2023年度 (令和5年度)		

## (4) 高齢者の健康

項目		基準値		中間評価	最終評価	目標値	中間評価時	最終評価区分
20	65歳以上の元気な高齢者の割合	80.6%		78.0%	79.3%	78.46%	A	A
		2010年度 (平成22年度)		2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		
21	住民主体の通いの場(定期的に介護予防活動等を行うための場)の数	605		711	768	776	A	A
		2016年度 (平成28年度)		2018年度 (平成30年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		
22	ロコモティブシンドローム(運動器症候群)を認知している市民の割合の増加	50.3%		52.2%	48.9%	80.0%	B	B
		2015年度 (平成27年度)		2018年度 (平成30年度)	2023年度 (令和5年度)	2023年度 (令和5年度)		

※指標23は評価困難なため、指標廃止

### 3 健康づくりを進める生活習慣の改善と環境づくり

#### (1) 栄養・食生活

項目		基準値		中間評価	最終評価	目標値	中間評価時	最終評価区分	
24	適正体重を維持している者の増加 (40歳～60歳代男性・女性の肥満者の割合の減少)	男性	31.7%	33.8%	34.1%	28.0%	C	C	
		女性	17.7%	17.5%	19.2%	14.0%	B	C	
		2011年度 (平成23年度)		2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)			
25	健全な食生活が実践できる市民の割合	54.8%		44.0%	44.8%	79.0%	C	C	
		2012年度 (平成24年度)		2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)			
26	共食の増加 (食事を1人で食べる子どもの割合の減少)	朝食	小学生	16.7%	14.4%	23.1%	減少傾向へ	A	C
			中学生	24.3%	24.6%	38.6%	減少傾向へ	B	C
		夕食	小学生	5.2%	4.2%	6.2%	減少傾向へ	A	C
			中学生	11.1%	15.9%	10.3%	減少傾向へ	C	B
		2012年度 (平成24年度)		2018年度 (平成30年度)	2023年度 (令和5年度)	2023年度 (令和5年度)			
27	20、30代男性の1週間あたりの朝食の欠食率の減少	20歳代	29.4%	20.0%	23.1%	15.0%	A	A	
		30歳代	29.4%	26.5%	20.6%	15.0%	A	A	
		2012年度 (平成24年度)		2018年度 (平成30年度)	2023年度 (令和5年度)	2023年度 (令和5年度)			

#### (2) 身体活動・運動

項目		基準値		中間評価	最終評価	目標値	中間評価時	最終評価区分	
28	日常生活における歩数の増加	20歳～64歳	男性	8262歩	8397歩	5605歩	9000歩	A	C
			女性	8058歩	9302歩	4834歩	9500歩	A	C
		65歳以上	男性	6859歩	5761歩	4596歩	7000歩	C	C
			女性	7053歩	8656歩	4083歩	9000歩	A	C
		2015年度 (平成27年度)		2018年度 (平成30年度)	2023年度 (令和5年度)	2023年度 (令和5年度)			
29	1回30分以上の運動 (ウォーキング等)を週1回程度以上している市民の割合	52.7%		50.0%	50.6%	62.0%	C	C	
		2012年度 (平成24年度)		2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)			

#### (3) 休養

項目		基準値		中間評価	最終評価	目標値	中間評価時	最終評価区分
13	睡眠を十分にとっている市民の割合(再掲)	53.6%		50.3%	51.5%	68.7%	C	C
		2012年度 (平成24年度)		2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		
14	ストレスをためないよう気分転換を図っている市民の割合(再掲)	51.2%		43.1%	44.0%	65.7%	C	C
		2012年度 (平成24年度)		2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		

(4) 飲酒

項目		基準値		中間評価	最終評価	目標値	中間評価時	最終評価区分	
30	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者(男性は清酒換算2合以上、女性は清酒換算1合以上の者)の割合の減少	男性	14.0%	13.5%	14.7%	11.7%	A	C	
		女性	8.9%	10.0%	15.0%	7.8%	C	C	
		2011年度(平成23年度)		2017年度(平成29年度)	2022年度(令和4年度)	2023年度(令和5年度)	/	/	
31	未成年者の飲酒をなくす	中学3年生	男子	10.5%	7.2%	1.7%	0.0%	A	A
			女子	11.7%	5.2%	2.7%	0.0%	A	A
		高校3年生	男子	21.7%	13.7%	4.3%	0.0%	A	A
			女子	19.9%	10.9%	2.9%	0.0%	A	A
				2010年度(平成22年)		2014年(平成26年)	2021年度(令和3年)	2023年度(令和5年度)	/
32	妊娠中の飲酒をなくす	3.7%		3.2%	2.5%	0.0%	A	A	
		2012年度(平成24年度)		2017年度(平成29年度)	2022年度(令和4年度)	2023年度(令和5年度)	/	/	

(5) 喫煙

項目		基準値		中間評価	最終評価	目標値	中間評価時	最終評価区分	
33	「たばこを吸わない」と答える市民の数を増やす	70.7%		73.1%	74.5%	増加傾向へ	B	B	
		2012年度(平成24年度)		2017年度(平成29年度)	2022年度(令和4年度)	2023年度(令和5年度)	/	/	
34	COPDの認知度の向上	58.8%		55.6%	59.4%	80.0%	C	B	
		2015年度(平成27年度)		2018年度(平成30年度)	2023年度(令和5年度)	2023年度(令和5年度)	/	/	
35	受動喫煙(家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関)の機会を有する者の割合の減少	行政機関	7.7%	7.4%	6.9%	0.0%	B	A	
		医療機関	6.3%	6.6%	3.8%	0.0%	B	A	
		職場	30.2%	30.1%	19.2%	受動喫煙のない職場の実現	B	A	
		家庭	23.6%	24.5%	17.9%	3.0%	B	A	
		飲食店	52.1%	47.2%	25.1%	15.0%	A	A	
				2015年度(平成27年度)	2018年度(平成30年度)	2023年度(令和5年度)	2023年度(令和5年度)	/	/
36	妊娠中の喫煙をなくす	5.5%		3.4%	2.5%	0.0%	A	A	
		2011年度(平成23年度)		2017年度(平成29年度)	2022年度(令和4年度)	2023年度(令和5年度)	/	/	
37	未成年者の喫煙をなくす	中学3年生	男子	1.6%	1.0%	0.4%	0.0%	A	A
			女子	0.9%	0.3%	0.1%	0.0%	A	A
		高校3年生	男子	8.6%	4.6%	1.0%	0.0%	A	A
			女子	3.8%	1.4%	0.6%	0.0%	A	A
				2010年(平成22年)		2014年(平成26年)	2021年度(令和3年)	2023年度(令和5年度)	/

## (6) 歯・口腔の健康

項目		基準値	中間評価	最終評価	目標値	中間評価時	最終評価区分
38	3歳児でむし歯のない者の増加	76.3%	79.4%	86.5%	90.0%	A	A
		2011年度 (平成23年度)	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		
39	12歳児でむし歯のない者の増加(中学1年生)※1人あたりのむし歯本数	1.29本	0.81本	0.74本	0.7本未満	A	A
		2011年度 (平成23年度)	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		
40	20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の減少	38.0%	58.6%	83.3%	25.0%	C	C
		2011年度 (平成23年度)	2017年度 (平成29年度)	2023年度 (令和5年度)	2023年度 (令和5年度)		
41	60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の増加	63.9%	76.1%	77.9%	80.0%	A	A
		2011年度 (平成23年度)	2018年度 (平成30年度)	2023年度 (令和5年度)	2023年度 (令和5年度)		
42	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者(8020達成)の増加	38.3%	62.0%	50.0%	65.0%	A	A
		2011年度 (平成23年度)	2018年度 (平成30年度)	2023年度 (令和5年度)	2023年度 (令和5年度)		

## 4 健康を支え、守るための社会環境の整備

### (1) 小学校区単位の健康まちづくり

項目		基準値	中間評価	最終評価	目標値	中間評価時	最終評価区分
43	市民と協働で健康をテーマとしたまちづくりを実施する校区の増加	6校区	59校区	68校区	92校区	A	A
		2011年度 (平成23年度)	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		

### (2) 健康づくりを支えるボランティアの育成・支援

項目		基準値	中間評価	最終評価	目標値	中間評価時	最終評価区分
44	健康づくり推進に関するボランティア数等の増加	1327人	1595人	1854人	3000人	A	A
		2012年度 (平成24年度)	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		
45	過去1年間に地域活動に参加した市民の割合(参加したことがある)	46.7%	40.6%	34.5%	60.0%	C	C
		2012年度 (平成24年度)	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		

### (3) 企業・大学等の健康づくり活動の促進

項目		基準値	中間評価	最終評価	目標値	中間評価時	最終評価区分
46	健康づくりできます店の登録数の増加	109店	217店	219店	250店	A	A
		2011年度 (平成23年度)	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		

## 7 熊本市健康づくりに関する市民アンケート概要

### 調査の目的

幼児期から高齢期まで、各ライフステージにおける市民の生活習慣や生活満足度、家族や近隣との交流、健康づくりについてニーズと課題・問題点を把握・分析することを目的とします。また、第2次健康くまもと21基本計画、第3次熊本市食の安全安心・食育推進計画、第3次熊本市歯科保健基本計画、熊本市健康まちづくり活動の計画の期間が令和5年度までであることを踏まえ、最終評価に向けて、掲げた目標値に対する現状値を把握するとともに、次期計画の基礎資料とします。

### 調査の内容

#### (1) 調査票

調査票は、14歳以下、15歳～64歳の方、65歳以上の3パターンとしました。

#### (2) 対象者

熊本市在住の男女4,200人(住民基本台帳より無作為抽出)。  
抽出数はライフステージ毎に以下の通りです。

各年齢区分	対象者数
幼児期 1～5歳	600名
学童期 6～11歳	600名
中学生 12～14歳	300名
高校生 15～17歳	300名
青年期 18～24歳	600名
壮年期 25～44歳	600名
中年期 45～64歳	600名
高齢期(前期高齢者)65歳～74歳	300名
高齢期(後期高齢者)75歳以上	300名
計	4,200名

※14歳以下の対象者は、当該対象者の保護者に対しても設問を設け調査しました。

#### (3) 実施期間

令和5年(2023年)5月1日から令和5年(2023年)5月26日まで。

#### (4) 実施方法

郵送で配布、郵送またはWebにより回収。  
調査期間中に一度回答の願いを送付。

(5) 回収率

○調査票別

調査票種別	サンプル数	配付数	回収率
14歳以下	659	1,500	43.9%
14歳以下保護者	659	1,500	43.9%
15～64歳	590	2,100	28.1%
65歳以上	314	600	52.3%
合計	2,222	5,700	39.0%

※14歳以下と14歳以下保護者は同一の調査票で調査を行いました。

○性別

性別	サンプル数
男性	815名
女性	1,351名
無回答	56名
合計	2,222名

(6) その他

集計表は小数点第2位を四捨五入しているため、回答割合の合計が100%にならない場合もあります。

**■熊本市健康づくりに関する市民アンケート調査報告書**

熊本市ホームページ内の『熊本市健康づくりに関する市民アンケート調査について』に調査報告書を掲載しておりますので、アンケートの結果については、そちらをご覧ください。

※熊本市ホームページで次の検索ワードで検索いただくと、「進めよう!健康くまもと21～熊本市健康増進計画～」がトップに表示されます。そのページ内に『熊本市健康づくりに関する市民アンケート調査について』がありますので、そちらをクリックください。

**【検索ワード】**熊本市健康づくりに関する市民アンケート

## 8 健康増進計画、食の安全安心・食育推進計画、歯科保健基本計画のあゆみ

### (1) 健康増進計画

- 平成14年(2002年)3月 第1次熊本市健康くまもと21基本計画(健康増進計画)策定
- 平成20年(2008年)3月 第1次熊本市健康くまもと21基本計画(健康増進計画)改定
- 平成25年(2013年)3月 第2次熊本市健康くまもと21基本計画(健康増進計画)策定
- 平成31年(2019年)3月 第2次熊本市健康くまもと21基本計画(健康増進計画)改定
- 令和 6年(2024年)3月 第3次熊本市健康増進計画策定

### (2) 食の安全安心・食育推進計画

- 平成20年(2008年)3月 第1次熊本市食の安全安心・食育推進計画策定
- 平成23年(2011年)3月 第1次熊本市食の安全安心・食育推進計画改定
- 平成25年(2013年)3月 第2次熊本市食の安全安心・食育推進計画策定
- 平成28年(2016年)3月 第2次熊本市食の安全安心・食育推進計画改定
- 平成31年(2019年)3月 第3次熊本市食の安全安心・食育推進計画策定
- 令和 6年(2024年)3月 第4次熊本市食の安全安心・食育推進計画策定

### (3) 歯科保健基本計画

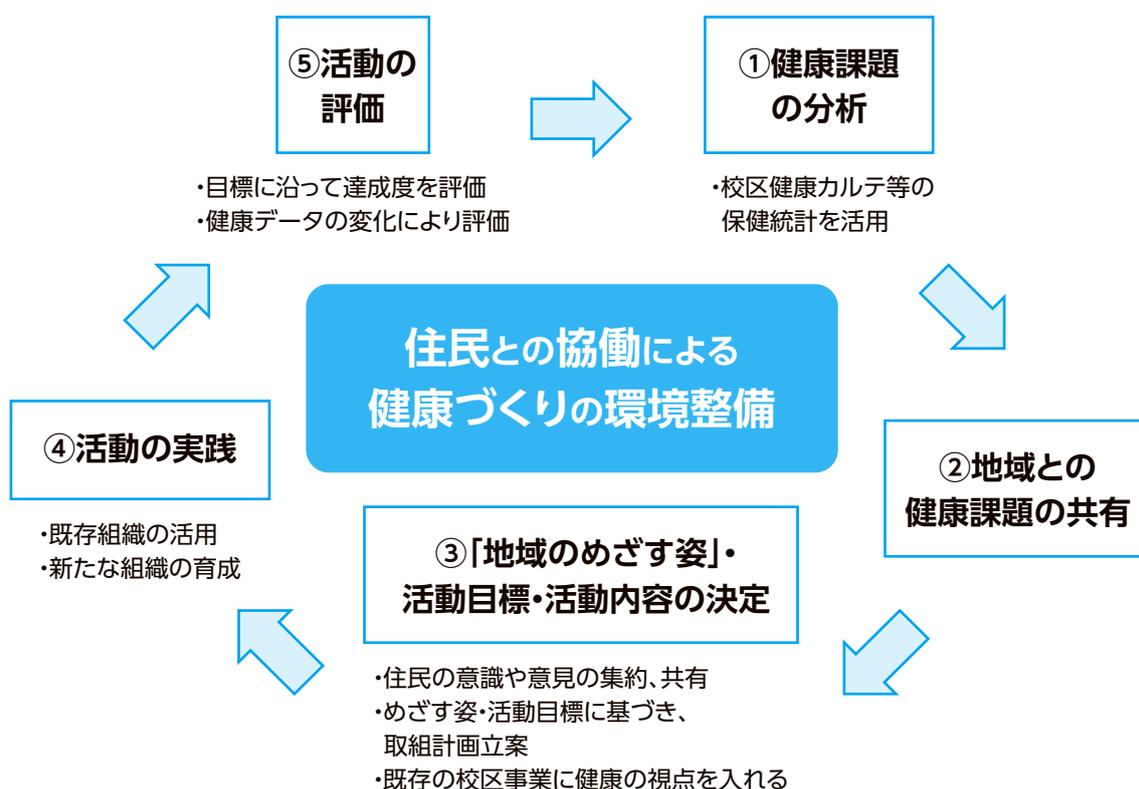
- 平成 8年(1996年)3月 第1次熊本市歯科保健基本計画策定
- 平成13年(2001年)3月 第1次熊本市歯科保健基本計画改定
- 平成18年(2006年)3月 第2次熊本市歯科保健基本計画策定
- 平成23年(2011年)3月 第2次熊本市歯科保健基本計画改定
- 平成25年(2013年)3月 第3次熊本市歯科保健基本計画策定
- 平成31年(2019年)3月 第3次熊本市歯科保健基本計画改定
- 令和 6年(2024年)3月 第4次熊本市歯科保健基本計画策定

## 9 熊本市健康まちづくり活動方針(第2期)評価項目一覧

	評価項目	目標値
1	「校区組織・関係機関等へ働きかけをした」校区数	92校区
2	「校区組織・関係機関等へ働きかけをした」回数	増加傾向
3	「健康づくりに取り組んだ」校区数	92校区
4	「健康づくりに取り組んだ」回数	増加傾向
5	健康まちづくりに取り組む校区数	92校区
6	健やかにいきいきと暮らしていると感じている市民の割合	増加傾向
7	自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合	増加傾向
8	1回30分以上の運動(ウォーキング等)を週2回程度以上している市民の割合	増加傾向
9	区役所のまちづくり活動を身近に感じている市民の割合	増加傾向
10	あなたとあなたのお住まいの地域の人々とのつながりは強いと思う市民の割合	増加傾向
11	校区単位の健康まちづくりの認知度	増加傾向
12	8020推進員、食生活改善推進員 会員数	増加傾向
13	8020推進員、食生活改善推進員、健康まちづくり推進員の区での活動数	増加傾向
14	健康づくりに関する取組に自治協議会の組織外の団体等の参画数(取組の回数)	増加傾向
15	健康まちづくりに関わった団体の数	増加傾向

※各項目の基準値は、令和5年度の実績をもとに決定予定。

### ○校区単位の健康まちづくり活動の進め方





## 第3次健康くまもと21基本計画

発行／熊本市

編集／熊本市 健康福祉局 健康づくり推進課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1

TEL.096-328-2145

E-mail: [kenkouzukuri@city.kumamoto.lg.jp](mailto:kenkouzukuri@city.kumamoto.lg.jp)

熊本市保健所 食品保健課

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1

TEL.096-364-3188

E-mail: [shokuhinhoken@city.kumamoto.lg.jp](mailto:shokuhinhoken@city.kumamoto.lg.jp)

発行日／令和6年（2024年）3月